

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」 ワーキングチーム会議第1回議事概要

1. 会議の概要

- (1) 日 時:平成23年12月20日(火)14:00-16:00
- (2) 場 所:中央合同庁舎第2号館地下2階第1、2会議室
- (3) 出席者:山口座長、伊藤構成員、岩田構成員、鹿山構成員、北添構成員(代理中村氏)、後藤構成員、齋藤構成員(代理永岡氏)、鈴木構成員、田中構成員、月成構成員、新井田構成員(代理入船氏)、森構成員、井上構成員、西村構成員

2. 議事概要

- ・ 山口座長の挨拶の後、事務局より、開催要綱、主な検討事項等を説明。
- ・ 事務局より、第1回検討会の概要及びワーキングチーム会議論点等を説明。
- ・ 国土交通省より、海岸保全施設の現状、水防法の主な改正点等を説明。
- ・ 資料6(論点案)の「(1)大規模災害時における消防団活動のあり方について」、「(2)消防団員の安全確保について」、「(3)活動時の情報伝達について」を中心に構成員による自由討議。
- ・ 山口座長より、ワーキングチーム会議における議論を踏まえ、3月を目途に安全対策を中心に中間報告案をまとめていく旨を説明。

【各構成員の主な意見】

- 消防団の活動は「垂直的対応」が原則と認識している。すなわち、標高の低い海岸近くで長く活動することは危険であり、水門閉鎖等に係る時間をできる限り短くし、順次、安全な高い場所に活動場所を移動させるべきである。
- 地域住民にも、消防団が全ての災害に対応することはできないということを理解していただき、自主防災組織との連携をより充実することなどが大切である。
- 「一つの分団が、一つの水門を管理する」というのが適当な任務分掌と考える。
- 自らの分団から犠牲者が出なかったことは、これまでも団員を五体満足で家族のもとに返そうと努めて訓練等に取り組んできた成果である。
- 消防団には災害時の活動マニュアルに従って活動していただき、津波からの退避マニュアルも作成していた。「逃げる」のではなく、退避行動は、団員の命を守るために必要な活動であり、退路の確保をすることで、その後の活動体制を見直すためのマニュアルの一つであると考え。
- 消防団の活動が多岐にわたっている概念は、消防の目的・任務を示す「消防法・消防組織法」の第1条にあり、職団員共通となっている。自然災害はもとより人的災害などからの軽減を図らなければならないことが任務としてある中で、「安全管理」については根底にはあるものの明記されていない現状から、消防団員の命を守る上においてもあえて目的・任務の中に「安全管理の徹底」を明文化することも必要である。
- 安全を担保するためにも「退路の確認」を基準化したマニュアルの作成を提言する。
- 高知県では、来るべき南海地震等による津波に備えて、海岸防護ラインの開口部にある陸閘の常時閉鎖を最優先に進めているところであるが、東日本大震災後、こうした取組の加速化に加え水門等の管理委託協定の中で「津波などで生命が脅かされると予想される場合には、直ちに避難する」旨の見直しも進めている。

- すべての陸間を常時閉鎖することには課題も多いが、生活に支障がないかぎり出来るだけ閉鎖して、いざという時に津波から町を守る状態を目指している。
- 日本消防協会では、被災地で活動した団員からヒアリングをしており、そこからは、実態として次のような点が浮かび上がってきている。
 - ・ 発災時に管轄区域にいた団員が非常に少なかった例がある。
 - ・ 警報など変化する情報を時々刻々入手できた例は少ない。
 - ・ 携帯電話が不通のため、本部や団員間で全く連絡が取れなくなった例が多い。
 - ・ 団員個人に双方向の通信機器を配備すべきと言う意見が多い。
 - ・ 活動に必要な食料・水が不足した。
 - ・ 活動が長期にわたり、職場との軋轢が生じた例もある。
 - ・ 呼びかけても避難しようとしめない住民が見られたが、団員はギリギリまで避難誘導等を行った。
- 各機関のヘリテレ画像が現地の消防団にも入手できるようにして欲しい。
- 東京消防庁では、特別区内消防団の団長、副団長、分団長及び消火班長に 400 メガヘルツの携帯無線機を配備している。
- 東京消防庁では、消防団専用波MC A無線の整備を計画中であり、今後、さらに消防団の通信体制のあり方を検討していく。
- 消防職員、消防団員で公務災害等が発生するときの要因は、①人的な要因、②物的な要因、③環境的な要因、④組織的な要因の 4 つである。
- 人的な要因とは、個々の知識、技術、経験などいわゆる個の能力である。
- 物的な要因とは、通信資機材などを含めた資機材、装備、施設などの問題である。
- 環境的な要因とは、火災、地震による津波、土砂災害などである。
- 組織的な要因とは、安全管理に関する規則、マニュアルなど組織としての体制などである。
- 気象庁では、津波警報の見直しを行っており、平成 24 年 1 月下旬頃には、津波警報の発表基準等と情報文についての具体的な改善内容をまとめる予定である。
- 携帯電話等のいわゆる公衆網と消防無線のような業界無線とを比較すると、前者は災害時には電話やメールが殺到して不通となりやすく、後者は比較的災害には強いが費用がかかるという特徴がある。
- 住民の目線や消防団員の立場など色々な目線・立場で消防団のことを真剣に考え、より有意義に意見交換したい。
- 宮古市（旧田老町）では、宮城県沖地震の津波到達時間を 20 分と想定し、これまでも「15 分ルール」で訓練を行っていた。具体的に、時計を見て 15 分で水門閉鎖等を終了させ、次の 5 分で退避するという、団員の命を守るためのルールである。
- 消防団員は半纏を着ており、「逃げるという行為が恥ずべき行為だ」という周囲の目があると実感している。
- その地域・地形により、津波の到達時間を想定し、各分団でルールを作成することが大切である。
- 国土交通省では、海岸管理者がどのように水門管理を委託しているのか把握・検討するためアンケート調査を実施する予定である。
- 無線の周波数の問題として、常備消防と消防団が同じ周波数を使う場合、情報の共有化は図られるが、輻輳して無線をうまく活用できない可能性がある。
- 団員の安全確保のためには、受令機という一方向のものではなく、双方向の確認ができるものが必要と考える。